

# 花火大会主催者手引き

令和6年度

福岡県

# 目 次

- I 煙火消費基準 (P2~12)
  - 1) 火薬類取締法、同法施行規則
  - 2) 煙火消費における保安距離
  
- II 火薬類(煙火)消費許可の流れ (P13~24)
  
- III 煙火消費事故について (P25~28)
  - 1) 事故の定義
  - 2) 人的被害の定義
  - 3) 事故発生時の対応
  - 4) 事故報告
  - 5) 事故には該当しない危険な事案
  
- IV 安全な花火大会の実施に対する心構え (P29~36)
  - 1) 主催者
  - 2) 煙火打揚業者等
  - 3) 自主保安対策
  - 4) 打揚筒の安全対策
  
- 煙火消費許可にかかる管轄区域 (P37)
  
- 参考資料 近年の事故事例紹介 (P38)

## 煙火消費に係る用語の定義

- 保安距離 消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対する安全な距離をいう。(規則第56条の4)  
保安距離は、煙火の種類、消費場所の地形、付近の建物の構造、警備の体制などにより、一律規定が困難なことから、各県毎で定めた距離を安全な距離としています。
- 離隔距離 打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。
- 煙火玉 打揚煙火をいう。  
煙火玉のサイズは多く、たとえば、3号玉は約9cm、10号玉は約30cm程の内径の筒を打ち揚げに使用します。
- 小型煙火 玩具煙火状であるが、薬量などが玩具煙火にあたらない煙火をいう。  
主に、中国製等の煙火をいう。
- 仕掛煙火 ナイアガラ、木枠の中に文字や絵を描いた枠物、スターマイン『速射連発』などがある。
- 筒ばね 煙火玉が何らかの原因で打揚筒から打ち揚がらず、筒内で爆発し、筒を破壊することをいう。
- 黒玉 着火不良等により、打ち揚がった後に、開かずに地上に落下した煙火
- 残滓 花火の燃えカス

# I 煙火消費基準（法令）抜粋

## 1) 火薬類取締法、同法施行規則

(注) 法 = 「火薬類取締法」  
規則 = 「火薬類取締法施行規則」

### 「火薬類取締法」抜粋

#### 1 (法第1条) 目的

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

#### 2 火薬類の定義（法第2条）

火薬類とは、以下の三つに分けられる。

- 一 火薬（例えば、黒色火薬等）
- 二 爆薬（例えば、ダイナマイト等）
- 三 火工品（例えば、電気雷管、実包、導火線、信号焰管、煙火等）

※ 火工品とは、火薬又は爆薬を使用して、ある目的に適するように加工し製造したものである。

※ 煙火は、火工品のひとつであり、いわゆる花火が代表的なものである。  
煙火は、がん具煙火以外の煙火（打ち上げ花火等）とがん具煙火に分けられる。

#### 3 消費（法第25条）

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、信号、観賞その他省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合は、この限りでない。

#### 4 技術上の基準（法第26条）

火薬類の爆発又は燃焼は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。（規則第56条の4 煙火消費の技術上の基準）

#### 5 事故届等（法第46条）

火薬類を取り扱う者は、事故、盗難等があった場合は、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

2 都道府県は、前項の場合においては、災害発生の日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度等につき報告させることができる。

## 「火薬類取締法施行規則」 抜粋

### 1 規則第56条の4（煙火の消費の技術上の基準）

- (1) 1日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫等に貯蔵すること。
- (2) 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。
- (4) 煙火を運搬するときは、衝撃等に対し安全な措置を講ずること。
- (5) 煙火は使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合は、その煙火を使用しないこと。
- (6) 検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、煙火置場に返すこと。
- (7) 消費場所において、特別な場合を除き、煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に煙火、火薬類を置かないこと。
- (8) 煙火を消費中は、打揚火薬の計量をしないこと。
- (9) 煙火の消費場所付近に消火用水を備える等、消火のための準備をすること。
- (10) 煙火を取り扱うときは、酒気を帯びていないこと。
- (11) 煙火の消費場所には、煙火の管理、打揚等の準備をするために、必要があるときは煙火置場を設けること。
- (12) 煙火置場と打揚筒、仕掛け煙火、火気を取り扱う場所との距離は20m以上とすること。
- (13) 煙火置場は、直射日光、雨を防ぐとともに作業が安全に行えるようにすること。  
  
※ 煙火置場は建物、テント、車輛等があるが、車輛を煙火置場とする場合は、つぎの点に注意すること。
  - ① 煙火等は木箱、段ボール箱等に収納し、箱には確実に蓋をし、シートでおおいをすること。
  - ② 煙火の出し入れ方向は、できるだけ打揚方向と反対方向とすること。
  - ③ 煙火置場の内部には、電気配線を露出させないこと。
  - ④ 車輛のエンジンは停止し、車輪を固定すること。
- (14) 煙火置場に火薬類があるときは、見張人をつけること。

(15) 煙火置場には、「煙火」「立入禁止」「火気厳禁」等の警戒札を立てること。

(16) 煙火置場内の煙火等に十分なおおいをし、着火しない措置をすること。

## 2 煙火を消費する場合の技術基準（規則第56条の4第4項関係）

(1) 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

福岡県では、煙火消費における保安距離 を定めているので、煙火消費場所から観衆、人家に対し十分な距離を確保すること。

### ★ 安全な距離

煙火は、種類が多くその性能も雑多であること、消費場所及びその付近の地形、建物の構造、警備警戒体制、消防防火体制その他の状況により安全な距離を一律に規定することは困難ということで、法令では定めていない。

そこで、各都道府県で保安距離を定めることとなる。

(2) 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。

① 強風とは、一般に概ね樹木の大枝が動き又は市街地にある電灯線がヒュー、ヒューとなる程度すなわち風速10m/s以上の場合

② 火災警報が発令された場合 ほか

(3) 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚に必要な数量を超えないこと。

万一事故が発生した場合に、被害の拡大を押さえることが出来る。

(4) 煙火を打揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取り出しのつど完全に蓋をし、またおおいをすること。

煙火や火薬に火の粉を被らないため。

(5) 打揚筒は、風向きを考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚の際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。

① 打ち上げられた煙火は風の影響を受けやすいので、消費場所では筒が観客席の方に傾かないよう固定すること。

② 打揚筒を立てる場合の地面の状態に注意し、平らな面であることを確認して筒を立てること。

- ③ 打揚筒は筒の大きさに応じて、確実に固定し発射の衝撃等でも発射角度が変わらないようにしなければならない。
- ④ 点火者の災害防止のため、必要に応じ畳等の有効な防護具を打揚筒と点火者との間に立てること。

★ スターメイン用の打揚筒

スターメイン等で多数の煙火玉を連続して打揚げる場合は、前記①～④を準用するほか打揚筒複数体を鉄板で溶接して接続したもの又は木枠に入れて接続したもの等、適宜接続したものを組み合わせるなどして全体の重量を増し、杭、土のう等で固定し全体を安定させる。

(6) 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。

打揚筒は煙火玉を発射するごとに黒色火薬の残りかすが内部に付きやすい。

この残りかすは吸湿しやすく、湿気の多い場所では筒口付近の内側に貼つくようになるので適宜掃除すること。

(7) 消費準備を終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から20m以内の場所において煙火を打ち揚げないこと。

ただし、当該仕掛煙火から20m以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。

(8) 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20m以上の安全な高さで開かせること。

打揚煙火は、その大きさに応じ相当の高さで開かせないと危険であるため規定されたもので、観衆、建物等の20m以上の上空で星等が燃え尽きるようにしなければならない。

なお、仕掛煙火（枠仕掛けの裏打ちやスターメイン等）の場合の乱玉、打揚煙火の曲導のように上昇過程での発火、発煙、曳光等は、ここでいう「上空で開かせる煙火」には該当しない。

(9) 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚をする場合は、この限りでない。

(10) 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人の外は立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

① 煙火の消費は一般大衆が鑑賞する機会が多いので、交通規制、立入禁止、火災予防等の警戒体制を配備計画し、実施されるよう万全の配慮をする。

② 祭礼等の場合は、地元の消防団、青年団等の協力を要請する。

③少量消費の場合は、打揚者と警戒者が同一人であることもあるので、縄張りや立入禁止の警戒札など警戒体制に特に注意を要する。

(11) 直径3 cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、20 m以上の離隔距離（打揚筒から関係人までの距離）をとること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 8号玉以下の煙火を離隔距離5 m未満で打ち揚げる場合

：飛散物を遮断する防護措置（2～28 mm厚ポリカーボネート、1～7枚畳床等）

(ロ) 10号玉の煙火を離隔距離5～20 mで打ち揚げる場合

15号玉20号玉の煙火を離隔距離10～20 mで打ち揚げる場合

：飛散物の威力を軽減する防護措置（5.9～16 mmポリカーボネート、2～4枚畳床、1.7～4.6 mm鋼板）

(ハ) 8号玉以下の煙火を離隔距離5～20 mで打ち揚げる場合

：飛散物に対する安全対策（ヘルメット着用等）

(12) 直径3 cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。（前号（イ）の場合を除く）

(13) （イ）の場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して2 m以上の距離をとること。

2人以上の従事者がそれぞれ別個の打揚筒を用いて煙火玉を打ち揚げる場合には、それぞれの打揚筒相互間の距離は2 m以上とらなければならない。

(14) （ロ）の場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。

万一の筒ばねの際に軽量の飛散物となるような筒（ステンレス製、FRP製、紙製等）をできるだけ使用する。

(15) 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。また、十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。

打揚筒に落とし火を入れ、または早打ちの場合で打揚火薬の付いた煙火を筒内に落としても火薬に点火せず煙火が発射しないときは、再度落とし火をしたり、筒を覗いたりすることは非常に危険なので、打揚筒に多量の水を入れて十分安全な状態にして煙火を取り出すこと。

(16) 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して、水に浸す等の適切な措置を講ずること。

打揚げられた煙火が上空で開かず、地上に落下する場合(黒玉と言われる)があり、子供が拾って事故を起こすことも考えられるので、所轄の警察、消防機関等に届け出て広報等の措置を要請すると共に、花火大会終了後直ちに打揚現場付近の落下物の回収に努めると共に、更に翌朝早く一般の人が来ないうちに回収作業を行うこと。

### 3 電気点火を行う場合の技術基準 (第56条の4第5項関係)

(1) 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。

電気点火における点火は、点火玉又は電気導火線以外を用いてはならない。

(2) 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。

この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、0.01アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

点火玉又は電気導火線の損傷や品質劣化による不点火防止のため、事前に導通又は抵抗試験を行うこと。

(3) 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

落雷による強大な雷電流に感応して点火玉又は電気導火線が発火することがあるので非常に危険である。雷の発生をキャッチするのにAMラジオ(中波帯)が有効である。

雷の発生・接近を早く知り、作業を中止して安全な場所に退避すること。

(4) 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

漏えい電流の測定義務までは課していないが、消費場所においては漏えい電流を発生しやすい構造物等(高圧電線・鉄道の架線等)から離れること。

安全な方法とは、心線の裸部分がないか確認し点火回路の点火器側の点火母線の端を短絡しておく・点火母線を地面から離して敷設する等がある。

(5) 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き使用前に起電力を確かめること。

電気点火器や電池は、乾燥したところに置いてその機能の保全につとめ、使用前は電圧計や起電力を確かめること。

(6) 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

点火母線とは、補助母線・脚線を含む。

(7) 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。

点火母線は、電線や鉄道架線など電流が流れているものや、帯電・漏電するおそれのあるものなどから離して敷設すること。

**(8) 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。**

電気点火器と点火母線との接続後は、誤発射の可能性を考慮し、危害予防の措置を講じる。

**(9) 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。**

特に多数の点火玉又は電気導火線を同時に点火するときは、その抵抗値に見合う電圧を有するかどうか電源の電圧を調べる。

**(10) 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。**

点火器に鍵が取り付けられており、点火作業に従事する者以外が点火できないようにする等の措置をとること。

**(11) 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。**

導通試験又は抵抗試験は、関係人を退避させるとともに、試験者自らも安全な場所で試験を行う必要がある。

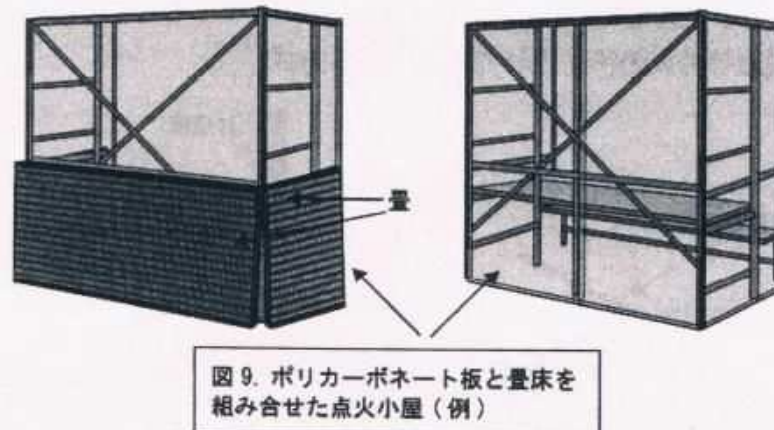
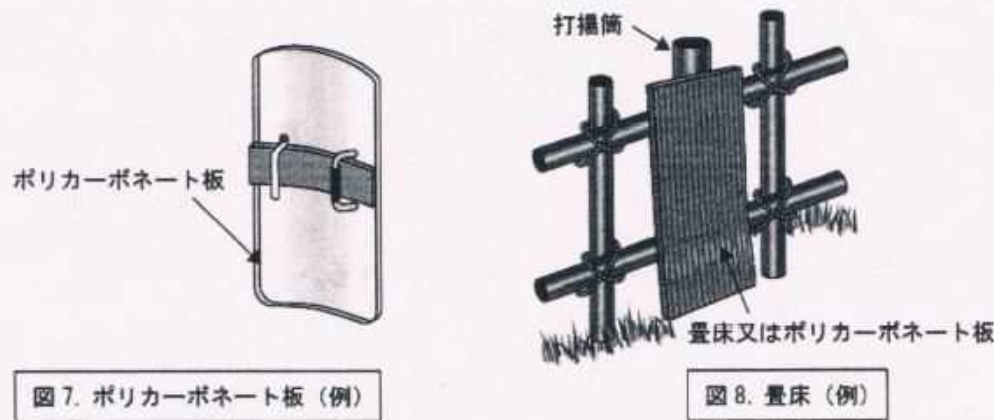
打揚筒と球状の煙火玉の離隔距離と防護措置 (ポリカーボネート板を以下「ポリカ」という。)  
 ※実験結果を基にして、計算にて算出した参考値である。

球状の煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離(m)			
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上
3cm超 15cm以下 (5号玉)	(i) 飛散物を遮断する防護措置 例) 2mm厚ポリカ又は畳床	(ii) 飛散物に対する安全対策 例) ヘルメット着用等		その他の安全対策
21cm以下 (7号玉)	例) 4mm厚ポリカ又は畳床	例) 2mm厚ポリカ又は畳床		
24cm以下 (8号玉)	例) 2.8mm厚ポリカ又は畳床7枚又は鋼板8.1mm <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注</span>	例) 4mm厚ポリカ又は畳床	例) 2mm厚ポリカ又は畳床	
30cm以下 (10号玉)	不可	(iii) 飛散物の威力を軽減する防護措置		
60cm以下 (20号玉)		例) 8mm厚ポリカ又は畳床2枚又は鋼板2.3mm	例) 5.9mm厚ポリカ又は畳床2枚又は鋼板1.7mm	
60cm超			例) 16mm厚ポリカ又は畳床4枚又は鋼板4.6mm	

注: 8号玉(24cm)を離隔距離5m未満で消費する時、  
 防護措置を右のように45°に置く場合は、  
 ポリカ20mm又は畳床5枚又は鋼板5.8mmでも良い。



- ・防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。
- ・4mm厚ポリカは2mm厚ポリカ2枚でも可。以下同様、ポリカの重ねでも可。
- ・上記(表3)と同等以上の防護措置能力のあるものでも可。
- ・不可のところは、いかなる防護措置を施しても打ち揚げはできない。



## 2) 煙火消費における保安距離

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号に規定されている安全な距離とは、煙火を消費する場合に打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から通路、人の集合する場所、建物等に対してとるべき距離（以下「保安距離」という。）で、消費する煙火の種類及び大きさに応じて以下のとおりとする。

なお、地形や風の影響を十分考慮し、火の粉等が到達しない保安距離を確保すること。

また、人家密集の度合い等地理的状況並びに警備方法、火災の予防、消火体制に応じて、煙火の種類を制限する等、保安上の措置を講じること。

### 1 打揚煙火

表1のとおりとする。

なお、空中に打ち揚げず、投下したり固定した状態で開く煙火であっても、打揚煙火と同様の開発形状と認められるものは、打揚煙火の保安距離を適用する。

表1

玉の大きさ	保安距離		
	打揚煙火 (スターマイン方式含む)	信号用打揚煙火	水中花火（水面上で爆発させるもの）
2. 5号(7.5cm)まで	65m	40m	50m
3 号(9cm) //	80m	65m	60m
3. 5号(10.5cm) //	100m	70m	80m
4 号(12cm) //	110m	75m	
5 号(15cm) //	180m	原則として左記の打ち揚煙火の保安距離を準用する。	
6 号(18cm) //	190m		
7 号(21cm) //	200m		
8 号(24cm) //	220m		
10 号(30cm) //	250m		
15 号(45cm) //	300m		
20 号(60cm) //	400m		
30 号(90cm) //	600m		

(注) 玉の大きさ欄の(〇〇cm)は、筒の内径を表示したものである。

## 2 仕掛煙火

表2のとおりとする。

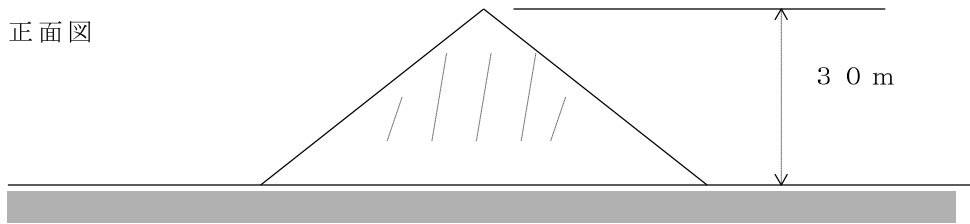
表2

	仕掛煙火の内容等	保安距離
小型煙火	1 火の粉、火花の噴出、回転および音・光(爆竹、フラッシュ等)の現象を現すもの	噴出する火の粉等の高さの2倍又は煙火設置場所から火の粉等が到達する範囲のうち最大の距離(以下「最大飛散距離」という。)の4倍とする。 ただし、最低10mとする。
	2 星、乱玉、トラ、内筒(星、蜂、笛等を包んだもの)等を打ち揚げるもの(扇状となるもの等を含む)	最大飛散距離の2倍とする。(扇状等の前後左右で飛散距離が異なるものについては、それぞれの方向ごとに最大飛散距離の2倍とすることができる。) ただし、最低30mとする。 なお、1個に対する打揚筒の内径が50mm以上のものについては、最低50mとする。(ただし、通常の打揚筒を使用する単発のものは打揚煙火の保安距離を準用する。)
	3 玉を打ち揚げるもの	打揚煙火の保安距離を準用する。
枠・綱仕掛	1 枠物 (木、竹等で組んだ枠に取付けた焰管を一斉に燃焼させ、文字や絵型を演出するもの)	(正面方向) 各煙火の真下から各煙火の高さの1.5倍とする。 ただし、最低10mとする。 (側面方向)
	2 綱仕掛 (水平や山形に張ったロープ等に取り付けた焰管を一斉に燃焼させ、滝や山の形等を演出するもの)	末端煙火の真下からその煙火の高さの1.5倍とする。 ただし、最低10mとする。
特殊仕掛	1 地上花火 (煙火玉を地上面で開かせるもの)	打揚煙火の保安距離を準用する。
	2 水中金魚 (火の粉等を発する多数の焰管を水面に浮かべ、走行させるもの)	(手投げの場合) 投げる場所から、最低20mとする。 (筒から打ち込む場合) 筒の場所から、最低30mとする。
その他	上記以外の仕様のもの、又は特殊な消費方法等のもの	別途協議する。

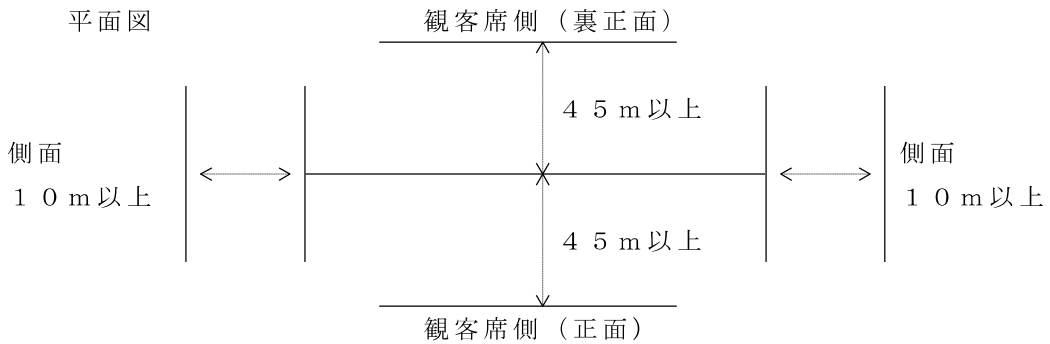
# 枠・綱仕掛の保安距離例

## 1 仕掛の最大の高さが30mの山型の仕掛煙火

正面図

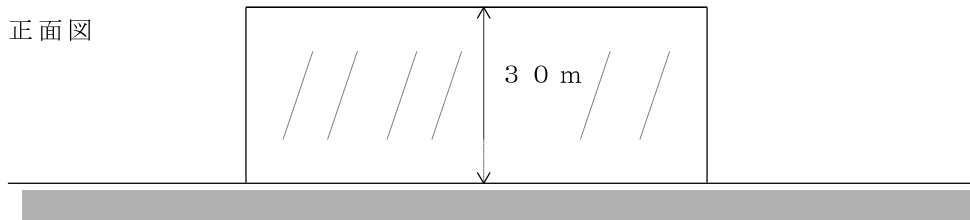


平面図

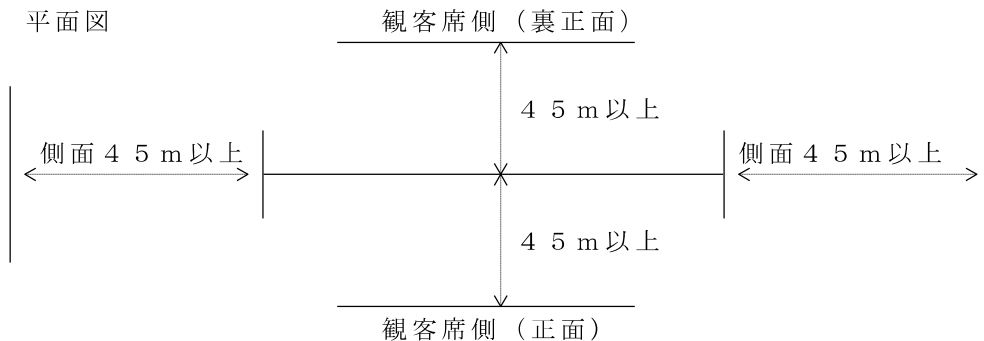


## 2 仕掛の最大の高さが30mの水平ナイアガラの場合

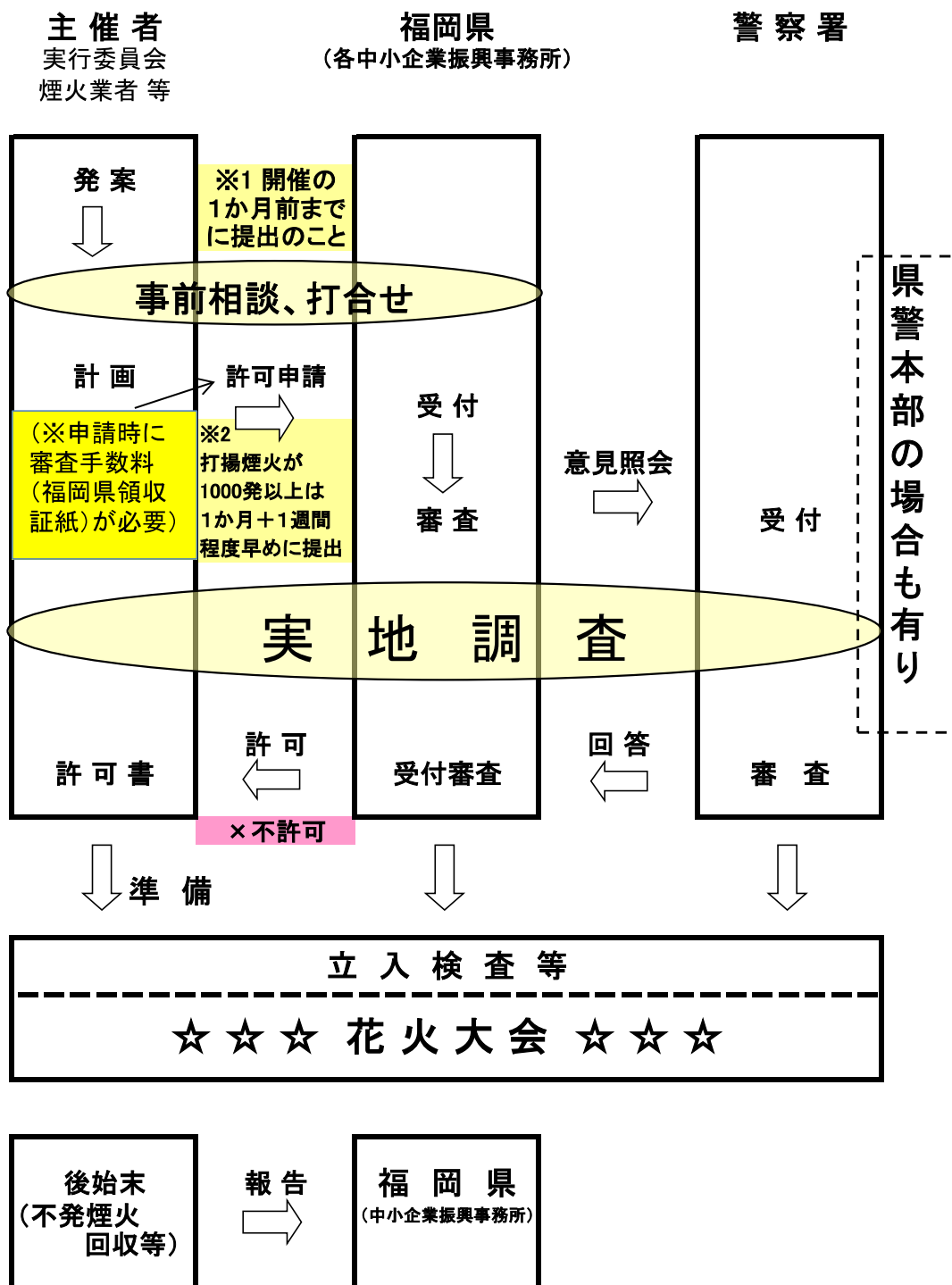
正面図



平面図



## II 火薬類(煙火)消費許可の流れ



※ 申請書は、花火大会の少なくとも1か月前までに提出してください。

開催まで1か月間ない場合、受け付けることができません。

※ 打揚煙火が1000発以上の場合、花火大会の1か月前プラス1週間程度早めの申請をお願いします。

## 火薬類(煙火)消費許可申請書

令和 ○ 年 5 月 30 日

福岡県知事 殿

打揚煙火が1000発以上の場合は、花火大会の1ヶ月前プラス1週間程度早めの申請をお願いします。

(代表者)氏名 ○○○○花火大会実行委員会

実行委員長 福岡 一雄

名 称	○○○○花火大会実行委員会					
事務所 所在地(電話)	福岡県○○市○○町1-1-1				TEL 092-111-1111	
職 業	○○市長					
代表者	住 所	福岡県○○市○○町1-1-1				
	氏 名	福岡 一雄 (年齢 60 歳)				
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	打揚煙火(スターマインを含む)			仕 掛 煙 火		
	2 号	個	6 号	3 個	水 中 花 火	小 型 煙 火
	2.5 号	1,000 個	7 号	個	個	50 個
	3 号	800 個	8 号	個	水 中 金 魚	
	3.5 号	520 個	10 号	個	個	
	4 号	200 個	20 号	個	枠・綱仕掛等	打 揚 用 火 薬
	5 号	100 個	号	個	4 台	40 kg
	合 計			2,623 個		
消 費 目 的	○○○○花火大会					
消 費 期 間 (日 時)	(期日) 令和 ○ 年 7 月 1 日 から 令和 ○ 年 7 月 1 日まで					
	(時間) 12 時 00 分 から 21 時 30 分まで					
	(雨天順延) (有) 無 (予定日) 令和 ○ 年 7 月 8 日					
消 費 場 所	福岡県○○市○○町○○ ○○公園内				当初の開催予定日から2週間以内の日を記入。(包括許可時を除く。)	
危 険 予 防 の 方 法	火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を遵守する。					

# 消 費 計 画 書

(打揚日:令和〇年7月1日)

## 1 消費の方法

### (1) 打揚煙火の消費順序の概要

No.	煙火の種類 ※単発・連発・スターマイン の別を記載	打揚煙火の大きさ別の数量 ※スターマインは、打揚煙火 とみなす	消 費 時 間	消 費 従 事 者 責 任 者 名
	信号煙火	3.5号 20個	12:00 ~ 21:30	若松 祐二
	単発煙火	3.5号 100個	20:00 ~ 21:30	
	連発煙火	4号 100個	"	〇消費時間を過ぎない よう、余裕をもって設定 すること。
		5号 50個	"	
		6号 30個	"	
		2.5号 500個	"	
		3号 400個	"	
	スターマイン	3.5号 200個	"	
		4号 100個	"	
		5号 50個	"	
		2.5号 500個	"	
		3号 400個	"	
		3.5号 200個	"	

〇信号煙火がある  
場合は、記入必要。

〇消費時間を過ぎない  
よう、余裕をもって設定  
すること。

各号の合計数が申請書と同じになるよう確認する

### (2) 仕掛煙火の消費順序の概要

煙火の種類 ※水中花火・枠・小型煙火 等の別を記載	打揚煙火の大きさ別の数量 ※スターマインは、打揚煙火 とみなす	消 費 時 間	消 費 従 事 者 責 任 者 名
ナイヤガラ(水平) 2台	160m (高さ30メートル以下) 2本	20:00 ~ 21:30	大川 光男
枠仕掛 2台	1.8m×1.8m 15枠	"	
小型煙火	別紙性能表のとおり 50個	"	

(注) 小型煙火のうちV字・斜め打ち等の特殊な消費については、その旨明示すること。

## 打揚筒と煙火玉の離隔距離と防護措置

(打揚日: 令和〇年7月1日)

No.	打揚煙火の大きさ	点火方法	離隔距離 (※1)	防御装置・安全対策 (※2)	その他の措置 (※3)
1	2. 5号・3号	①直 ・ 遠	5m未満	畳床又は2mmポリカーボネート及びヘルメット着用	
2	2. 5号・3号	直 ・ ②遠	5m以上 10m未満	ヘルメット着用	
3	3. 5号・4号	①直 ・ 遠	5m未満	畳床又は2mmポリカーボネート及びヘルメット着用	
4	3. 5号・4号	直 ・ ②遠	5m以上 10m未満	ヘルメット着用	
5	5号	直 ・ ②遠	10m以上 20m未満	ヘルメット着用	グラスファイバー
6	6号	直 ・ ②遠	10m以上 20m未満	ヘルメット着用	グラスファイバー
7	7号	直 ・ 遠	10m以上 20m未満	ヘルメット着用	
8	8号	直 ・ 遠	20m以上	ヘルメット着用	
9	10号	直 ・ 遠	20m以上	ヘルメット着用	
10		直 ・ 遠			

(※1) 20m未満の場合に記入(直径3cm未満の打揚煙火は対象外)。

(※2) ・【離隔距離】を記入の場合は必ず記入。

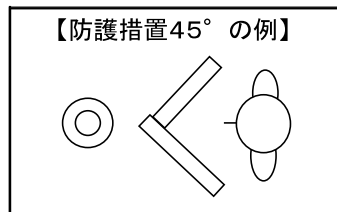
・【防護措置】とは、離隔距離及び玉の直径に応じ次のもので、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。

2mm～28mm厚ポリカーボネート板(4mm厚ポリカ2枚でも可。以下同様。)  
 1枚～7枚畳床  
 1. 7mm・2. 3mm・4. 6mm・8. 1mm鋼板

・8号玉(24cm)を離隔距離5m未満で消費する時、防護措置を45°に置く場合はポリカーボネート板20mm又は畳床5枚又は鋼板5. 8mmでも良い。

・【安全対策】とは、ヘルメット着用等をさす。

(※3) ・規則第56条の4第4項第14号により  
「軽量の飛散物」となるような材質の打揚筒を使用する場合に、その材質を記入。



・規則第56条の4第4項第13号(他の打揚従事者がいる場合の打揚筒間距離2m)の確認

(3) 点火・打ち込みの方法(該当するものに■印をすること)

(イ) 船上花火の有無 ( 有 無 )

(ロ) 点火の方法

煙火の種類		該当する方法に■印をすること
打揚煙火	単発	<input type="checkbox"/> 電気点火 <input type="checkbox"/> 遠隔点火の例外 <input type="checkbox"/> 導火線、速火線
	連発	<input type="checkbox"/> 電気点火 <input type="checkbox"/> 遠隔点火の例外 <input type="checkbox"/> 導火線、速火線
仕掛煙火	水中花火	<input type="checkbox"/> 陸上に固定した筒から打ち込む <input type="checkbox"/> 導火線に点火後、船、岸から手を使って投げ込む <input type="checkbox"/> 水中に立てた棒等に筒を固定し、速火線を使って打ち込む <input type="checkbox"/> 電気点火
	水中金魚	<input type="checkbox"/> 陸上から固定した筒から水面に打ち込む <input type="checkbox"/> 導火線に点火後、船、岸から手を使って水面に投げ込む
	枠・網仕掛	<input type="checkbox"/> 電気点火 <input type="checkbox"/> 導火線、速火線
	小型煙火	<input type="checkbox"/> 電気点火 <input type="checkbox"/> 導火線、速火線 <input type="checkbox"/> 筒口からの落とし火

※スターマインは連発に含む。

(ハ) 打揚筒等の固定方法(固定方法を図解すること)

地面に杭打ちし、筒の上下2箇所以上を固定する

筒立器を使用する。

その他( )

(ニ) 打揚従事者の防護措置として利用するもの

畳床 ポリカーボネート板 鋼板 その他( )

(ホ) 打揚従事者の安全対策として利用するもの

ヘルメット その他( )

(4) 煙火置場(該当するものに■印をすること)

(イ) 設置

要 不要( )

(ロ) 構造

建物 テント張り 車両 その他( )

(ハ) 船上花火における煙火置場の防護措置(焼き金を用いた早打ち等の場合)

畳床 鉄板 木板 その他( )

(5) 小型煙火の性能について

※筒内径の大きさ・性能により火の粉等の飛散が広範囲に及ぶもの等の区分を明記した資料を添付すること。

2 消費する煙火の製造業者等

区分	法人名または氏名	住所	会社等電話番号
国産	福岡花火	福岡県〇〇市〇〇町15-1	092-222-2222
輸入	(株)日本花火	東京都〇〇区〇〇1-1-1	03-1111-1111

(注)輸入煙火については、販売業者等を記入すること。

3 煙火消費業者の従事者

別紙煙火消費作業従事者表に記載。

4 不発煙火の回収計画

指揮する者の氏名	回収の方法
実行委員会	大会終了後及び翌日早朝に主催者及び打揚業者で回収を行う。
荻田 福治	回収した不発煙火は、煙火業者が水中分解を行い安全な場所で処分をする。

前回と変更はないか確認。

5 大会開催時の責任体制および関係者

責任体制及び関係者	法人名等	役職	氏名	会社等電話番号
大会責任者	〇〇市	市長	福岡 一雄	092-111-1111
大会副責任者	〇〇市〇〇課	課長	荻田 福治	092-111-2222
担当者	〇〇市〇〇課〇〇係	係長	柳川 賛治	092-111-2222
イベント会社責任者	(株)〇〇企画	代表取締役	川崎 幸四郎	092-333-3333
煙火打揚業者責任者	福岡花火	代表者	若松 祐二	092-222-2222

○前年の大会から担当者等に変更があった場合は、この欄の記載の変更を忘れないこと。

○電話番号は正しく記載すること

6 消費場所付近の見取図(縮尺が正確で鮮明な図面)

次の事項を明記すること。

- ①打揚煙火、仕掛煙火の設置場所および保安距離範囲
- ②煙火置場
- ③交通規制方法
- ④警戒人(船)の配置位置
- ⑤消火設備の位置(消火器、消防車等の配置位置)
- ⑥主な観覧場所
- ⑦大会本部位置

## 小型煙火性能表

東京都〇〇区〇〇1-1-1  
 (株)日本花火  
 代表取締役 江戸川 始

分類	現象	品名	申請数	内径 (mm)	飛散距離(m)				
					高さ	右側	左側	前側	後側
星	I	〇〇〇〇〇(8連)	5	51	90	20	20	20	20
扇・星	扇	〇〇〇〇(100連)	3	29	70	40	40	20	20
玉	玉	〇〇〇〇〇(25連)	2	61	100	25	25	25	25

内径が50mm以上の場合は、飛散距離20m×2倍ではなく、最低半径50mの保安距離が必要となる。

扇型の場合は、前後左右で飛散距離が異なるため、前後左右それぞれ保安距離が異なる。この場合の保安距離は、前後に40mずつ、左右に80mずつとなる。

玉の場合は、打揚煙火の保安距離を準用する。この場合、内径が61mmのため保安距離は半径65mとなる。



消費場所付近の見取図

(添付図面例)

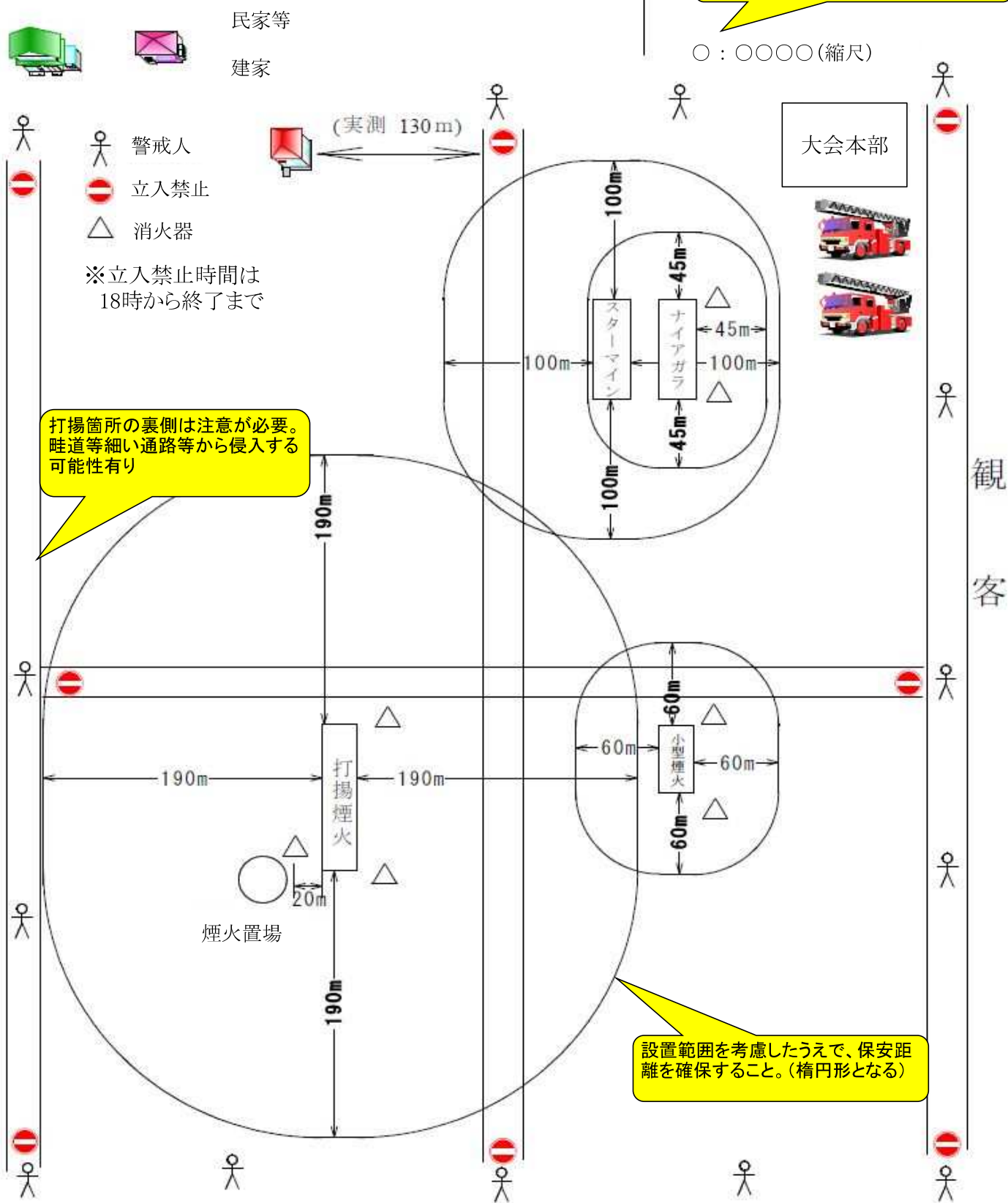
- 例
- ・打揚花火: 打ち揚げる煙火玉の最大が6号玉
  - ・スターマイン: 打ち揚げる煙火玉の最大が3.5号玉
  - ・小型煙火(星): 保安距離 60m
  - ・ナイアガラ: 仕掛の高さ 30m

図面作成者所属・氏名  
(〇〇商工会 博多太郎)  
図面作成年月日

令和〇年 5月10日

縮小している場合はどの用紙の大きさでの縮尺なのかを明示すること。

○ : 〇〇〇〇 (縮尺)



## 自主保安対策

◎大会名	〇〇〇〇花火大会
◎打揚日時	令和〇年7月1日 20:00~21:30(信号煙火は12:00~21:30)
◎場所	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇公園内
※	花火大会の開催の有無については、関係者と天候等を考慮・協議したうえで、当日の8時までに意思決定を行う。
※	中止または延期の場合は、その旨直ちに各関係機関へ連絡を行う。

## 1 警戒体制

- 煙火消費箇所については、煙火搬入(8:00予定)後直ちに立て看板、ロープ等による一般者の侵入防止措置を行う。
    - 位置 A・B 地点(別紙のとおり)
    - 時間帯 8:00~23:00
  - 立入禁止区域については、要所に立て看板、ロープ等を用いて明確にし、警戒人を配置する。また、花火関係者以外の者が立入禁止区域内に入っていないことを確認する。
    - 位置 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O 地点(別紙のとおり)
    - 時間帯 19:00~22:30
    - 人数 30人(うちガードマン10人)
- ※立入禁止区域については、当日の風向き等に応じて事前に拡大措置をとる。  
 ※大会本部と各警戒人との連絡は、トランシーバーもしくは携帯で行う。

この時点の侵入防止対策を十分行うこと。  
容易に侵入できるところが多い

## 2 消火体制

- 初期の消火対策として、消費場所及びその周辺には水バケツ、消火器等を準備する。
- 消防ポンプ車5台を待機させる。 A・B・D・H・K 地点(別紙のとおり)
- 保安距離範囲内及びその周辺については、十分な事前散水を行う。また、事後散水も行う。

## 3 黒玉(不発玉)回収

- 煙火消費終了直後は、不発煙火回収班(煙火業者及び主催者)により保安距離範囲内およびその周辺の回収作業を行う。
  - 翌日早朝には、不発煙火回収班(煙火業者及び主催者)により、再度、徹底した回収作業を行う。
- ※不発煙火を発見した場合は、水バケツに浸した後、煙火業者がその不発煙火を持ち帰り安全な処理を行う
- ※不発煙火回収班(主催側)・土地所有者等へは、不発煙火の危険性・発見した場合の対応策など周知徹底を図る。

## 4 緊急連絡体制表

〇〇中小企業振興事務所	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 携帯番号
〇〇警察署〇〇〇〇課	以下電話番号記入
〇〇消防署	
大会関係者	
	大会関係者については、連絡が確実に取れる電話番号を記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇花火大会実行委員会  
実行委員長 福岡 一雄 殿

住所 〇〇市〇〇町〇〇 1 1 1 1 - 1  
氏名 建物等所有者 印

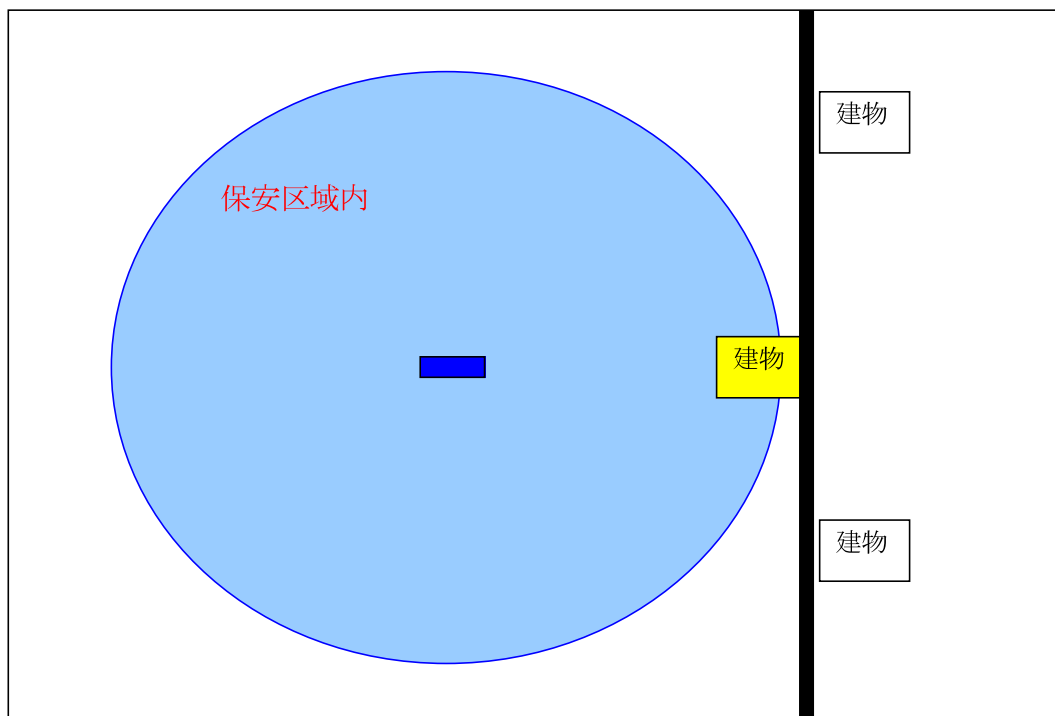
### 承 諾 書

〇〇〇〇花火大会実施に伴う煙火消費（打揚）について、承諾します。  
また、煙火消費（打揚）時間中に 〇〇市〇〇町〇〇 1 1 1 1 - 1 に立ち入らないこと及び私の関係者を立ち入らせないことについても併せて承諾します。

#### 記

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（荒天時令和〇〇年〇〇月〇〇日）  
〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分
- 2 消費場所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇公園内

- ①上記のように建物所在地を明確にすること。
- ②保安区域が明示された図面を用いるとベストである。



令和 年 月 日

中小企業振興事務所長 殿

(代表者)

## 不発煙火回収報告書

令和 年 月 日に実施しました花火大会における不発煙火の回収を  
下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 大会名称:

2 回収指揮者:  
(所属・氏名)

3 回収延人数: 約 名

4 回収終了日時: 令和 年 月 日 時

5 総回収個数: 個

6 処分方法:

7 回収物の主な:  
種類と個数

\* 回収終了後、7日以内に許可をした中小企業振興事務所に提出ください。(郵送・FAX可)

FAX番号 (福岡)092-622-1571 (久留米)0942-31-2171

(飯塚)0948-21-0365 (北九州)093-512-1541

### Ⅲ 煙火消費事故等について

#### 1) 事故の定義

火薬類の事故は、法の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費(煙火)その他の取扱い中に発生した以下に掲げるものをいう。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。

1 火薬類の消費、廃棄中に発生した以下のような危険な事象

例：・飛石、黒玉（不発玉）、部品落下、火の粉や星の地上への落下による火災  
・筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼  
・誤発射 など

2 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬その他の取扱中に発生した爆発・燃焼

例：・危険工室での火薬の燃焼・爆発  
・山火事が火薬庫に延焼し貯蔵火薬類が爆発・燃焼  
・火薬輸送中の車が横転し積載した火薬が爆発・燃焼  
・取扱い中のミス（落下）による爆発  
・雷の誘導電流による爆発 など

3 喪失・盗取（火薬類、譲受許可証、譲渡許可証又は運搬証明書の喪失又は盗取をいう。）

例：・土砂崩れで火薬庫内の火薬が流出（喪失）。  
・増水で消費場所の火薬が流出（喪失）。  
（火薬類の所在はわかっているにもかかわらず、火薬類が管理できない状態であれば喪失と見なす。） など

#### 2) 人的被害の定義

人的被害の定義は以下のとおりとする。なお、②と③を「負傷者」とする。

- ① 死者 事故発生後、5日以内に死亡が確認された者。
- ② 重傷者 事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者。
- ③ 軽傷者 事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者。

なお、通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除く。

### 3) 事故発生時の対応

- 1 人的・物的被害及び火災が発生した場合には、直ちに煙火の打ち揚げを中断若しくは中止すること。（人命救助や消火活動が最優先）
- 2 主催者は関係機関に対し速やかに通報（連絡）すること。
  - ① 必要に応じて警察、消防等の関係機関へ事故届を提出する。
  - ② 中小企業振興事務所の担当者へ事故の詳細説明の連絡を行う。
- 3 主催者は事故原因を調査し、関係機関へその結果を報告すること。
  - ① 中小企業振興事務所に対する報告は ”4) 事故報告” を参照。

### 4) 事故報告

事故が発生した場合、主催者はその地区を管轄する中小企業振興事務所へ「煙火消費における事故等報告書（別紙様式）」を提出すること。なお、報告すべき時期及び事項については以下のとおりとする。

#### 1 速報

報告すべき時期：事故発生後 2 4 時間以内

” 事項：別紙様式における項目「1 から 1 0」

※報告時点で判明している範囲で記載すること。

#### 2 確報

報告すべき時期：事故発生後 2 週間以内

” 事項：別紙様式におけるすべての項目

※速報にて報告した内容であっても記載すること。

### 5) 事故には該当しない危険な事案

下記のような事案が生じた際には、火薬類の事故に該当しない場合であっても、主催者はその地区を管轄する中小企業振興事務所へ「煙火消費における事故等報告書（別紙様式）」を提出すること。

- ・法令や許可条件への違反
- ・人や物に危害が及ぶ恐れがある危険な行為及び事象
- ・その他、中小企業振興事務所が報告を求める事案

煙火消費における事故等報告書 [記載方法]

福岡県〇〇中小企業振興事務所長 殿

(団体名)  
報告者：(代表者名)  
報告年月日：令和 年 月 日 ( )

1. 事故等発生の日時

令和 年 月 日 ( 曜日) 時 分頃

[※時間は 24 時間呼称]

2. 事故等発生場所

①消費目的

[※イベント名、花火大会名、等]

②消費場所(住所)

③許可番号等

[※許可証に記載の許可番号及び年月日(無許可消費にあたっては、消防署等への届出番号)]

3. 事故等発生時の現場状況

[※天候、風向、風速(最大及び平均風速についても記載)]

4. 事故等の概要

[※事故発生前後の状況、発生までの経緯、事故後の状況、終息までの経緯、等]

[※具体的な事象(黒玉、火災、低空開発、等)を明記]

[※事故発生場所と打ち揚げ位置との位置及び距離の関係(風上、風下、左右、等)]

5. 事故等に関する事業者

①主催者

②煙火業者

6. 火薬類の種類及び数量

①事故が生じた煙火の種類及び数量、点火方法

[※具体的な煙火の種類、号数、消費方法、等]

[※斜め打ちの場合は、筒の方向についても記載]

②当日打ち揚げた煙火の数量

[※種類(号数)ごとの数量]

[※消費を中止した場合は、未消費数量についても記載]

## 7. 事故等の原因

[※直接・間接的な発生原因、被害拡大原因等をできるだけ詳細に記載]

[※推定の場合は、推定理由や推定した者を記載]

## 8. 事故等に対する措置

[※事故発生直後から報告書提出までの間に行った措置]

[※具体的な措置内容（緊急作業、消火活動、救急活動、関係機関への連絡、等）を記載]

## 9. 被害状況

### ①人的被害

[※煙火設置場所から被害者までの距離及び方向]

[※死者、重傷者、軽傷者の別]

[※当事者、第三者被害の別]

[※具体的な負傷内容（負傷部分、入院日数、全治までの期間）]

### ②物的被害

[※煙火設置場所から被害物までの距離及び方向]

[※具体的な被害状況（箇所、範囲、規模、等）、直接被害総額、等]

[※当事者、第三者被害の別]

[※公道の通行止め等の社会的影響があった場合は、その詳細も記載]

## 10. 法令・許可条件に対する違反の有無及びその内容

## 11. 今後の事故等発生防止策

### ①主催者として実施すること

### ②主催者から煙火業者に対する指導事項

## IV 安全な花火大会の実施に対する心構え

### 1) 主催者

主催者は、花火大会等の総責任者であることを自覚し、主催者自らの責任において、安全かつ、適正な煙火消費を行うこと。

- 1 花火大会を実施するためには、火薬類取締法に基づき『煙火消費許可』が必要（無許可消費を除く）ですが、手続きは打揚業者にすべて任せるのではなく、主催者が主体的に行ってください。
- 2 主催者は、煙火消費にあたり法令に基づく技術基準を遵守し、安全を最優先とした消費に心掛けてください。
- 3 申請にあたっては、必ず現地に出向き、消費現場の特徴に応じた十分な安全対策を図ってください。

以下の各段階ごとの注意点などを厳守してください。

#### 【申請に際して】

- ① 申請の窓口は、各中小企業振興事務所となります。（福岡市、北九州市は除く） ※ P37「煙火消費許可にかかる管轄区域」のとおり。
- ② 許可を受けた内容に変更があった場合は、火薬類（煙火）消費許可申請書記載事項変更届書（P36）に変更内容を記載し、変更のわかる資料を添付して提出してください。

なお、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合は、再度許可申請を行う必要がありますのでご注意ください。

※許可前の場合で、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合は、火薬類（煙火）消費許可申請書記載事

項変更届書を提出していただき、関係機関との協議のうえ、変更の可否を判断いたします。その他の変更の場合は、事前にご相談ください。

- ③ 保安距離内に建物等の保安物件がある場合は、原則として煙火の消費はできませんが、保安上の支障がない場合など、例外的に煙火を消費できる場合もありますので事前に相談ください。
- ④ 花火大会の開催について、周辺の住民の方に対して煙火消費の内容や影響等（煙火消費に係る音、開催にあたっての人の流れ等）十分周知を行うようにしてください。（花火の音に対する苦情（110番）や周辺住民とのトラブルも見受けられます。）
- ⑤ 実施計画の概要が固まったら早めに関係機関（地元警察署、消防、河川管理者等）に相談してください。

### 【打ち揚げ準備、消費にあたって】

- ① 電気点火による打ち揚げにおいては、特に落雷の危険性がある場合には、準備作業や打ち揚げを中断させること。
- ② 気象状況等の急変時は、あらかじめ定めた煙火消費の中断・中止基準『自主保安対策』に従って適切な判断を行うこと。

### 【煙火消費終了後の措置】

- ① 打ち揚げ終了後は、速やかに未着火煙火及び黒玉の搜索を煙火打揚業者に依頼してください。
- ② 搜索が終了するまでは、関係者以外の立入禁止区域の解除はしないこと。
- ③ 黒玉搜索は、翌早朝も再度搜索を行うこと。

※ 搜索後は、『不発煙火回収報告書』を県へ提出してください。

## 【事故に備えて】

- ① 事故等が発生した場合の中断、中止などについて、判断基準を主催者の責任により作成『自主保安対策』し、関係者等へ周知・指導を行ってください。
- ② 異常事態が発生した場合は、事故としての取扱い判断を関係機関と行い関係者への周知を図り、すみやかに警察等に通報（連絡）してください。

## 2) 煙火打揚業者等

**煙火打揚業者は、専門家として煙火の消費に対し、主催者を助け、技術面の助言を行うとともに、基準に従い安全かつ適正に煙火消費を行うこと。**

- ① 主催者から相談を受け煙火消費計画の概要を提示する場合には、必ず現地に出向き、保安距離等の状況を確認したうえで進めること。
- ② 煙火消費基準について、主催者等へ十分に説明し理解を求めること。
- ③ 主催者から煙火消費許可申請書の作成依頼があった場合は、協力・助言等を行ってください。
- ④ 消費場所の見取図の作成では、煙火の配置・保安距離の表記など従前のままの図面に頼らず、正確な寸法・位置を図示すること。
- ⑤ 打揚従事者名簿に記載した者以外、打ち揚げ作業に従事させないこと。
- ⑥ 腕章等を付け外部から容易に識別できるようにすること。
- ⑦ 煙火消費中には、ヘルメット等の安全対策を講ずること。
- ⑧ 煙火の準備作業中や消費中に、関係者以外の者が立入禁止区域に入った場合には、作業を中断すること。

- ⑨ 煙火の消費に際して、強風やその他の原因により安全な消費ができない恐れがある場合には、主催者と協議し消費の中止等の措置を取ること。
- ⑩ 事故等が発生した場合には、打ち揚げを中止し、被害の拡大防止を優先すること。
- ⑪ 煙火消費保安手帳の規程に従い、安全確保の徹底を図ること。

### 3) 自主保安対策

- ① 無理のない適切な規模の消費計画とする。
- ② 『煙火消費における保安距離』を遵守し、警備や消防活動に支障が出ないように、場所の確保をする。
- ③ 実施計画の概要が決まったら、早めに関係機関に相談をする。
- ④ 煙火消費の中断又は中止に関する基準を定めておく。
- ⑤ 緊急時の対応マニュアル(自主基準)を整備する。

## 4)打揚筒の安全対策

- ① 主催者は煙火の製造面での品質保証を製造業者等に求め、確認書（様式は別添のとおり）を申請時に提出すること。同様に、打揚筒の固定具も使用前の点検を求め、点検を行っている旨を確認すること。また、消費当日は運搬時、設置時等を含め、煙火の品質管理を徹底させ、改めて確認書の内容について確認を行うこと。
- ② 打揚筒の設置場所が草地である場合はできるだけ直近の日に除草を行い、生い茂った草によって打揚筒が不安定にならないようにすること。また、必要に応じて周囲の除草も行うこと。
- ③ 打揚筒の固定具は使用前の確認を確実にし、傷みがある場合や、金具部分が錆びていて機能に支障をきたす場合は使用しないこと。また、打揚筒の固定具は吊上げなど固定以外の用途には使用しないこと。
- ④ 打揚筒の固定具は打揚筒と支持材に対して垂直に掛け、打揚げの衝撃で隙間ができないようにすること。
- ⑤ 5号玉から10号玉までの打揚筒の固定は上下2箇所以上行い、最上部は筒の全長の上側3分の1以上の位置で、最下部はできるだけ低い位置で固定すること。なお、10号玉よりも大きな玉の打揚筒の固定方法については⑩による。
- ⑥ 打揚筒の設置場所がぬかるんでいる場合や、礫や砂利で不安定な場合は、原則打揚筒の支持材を杭打ちして固定を行うこと。また、打揚筒の設置面が柔らかいと発射の衝撃で打揚筒が傾く可能性があるため、鉄板や厚板等を敷いて打揚筒の安定に努めること。
- ⑦ 5号玉から10号玉の打揚筒の設置場所がコンクリート等の安定した地盤で打揚筒の支持材が杭打ちできない場合は、発射の衝撃で打揚筒が傾かないように支持材をロの字型に組むなど、より安全な対策を取ること。
- ⑧ 5号玉以上の玉がある場合は、消費当日の立入検査の際、検査員が原則最大号数の玉の打揚筒に対して水平器を用いて設置の確認を行う。ただし、風向きや観客席等周囲の状況を考慮したうえで意図的に筒を傾けている場合は適用外とする。
- ⑨ 主催者は進行の管理者を設け、打揚時間の調整や一時中止の判断などを行うこと。また、そのための体制を整えること。万が一事故が発生した際には、人命救助や消火活動を最優先とし、速やかに打揚げを中断若しくは中止すること。
- ⑩ 上記以外の打揚筒の設置方法等については個別具体的に許可の判断を行うため、適宜協議を行うこと。

別添

## 確 認 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(主催者)  
氏名 \_\_\_\_\_

火薬類消費許可申請に際して、下記について主催者の責任として花火業者へ確認します。また、消費当日には再度確認を行い、煙火の安全な消費に努めます。

### 記

1. 煙火は、品質確認を行った材料を使用し、湿気対策に留意して作成したものを使用する。
2. 使用する煙火は、黒玉発生を防止するための措置を施したものである。
3. 煙火の運搬、設置は水濡れ等の品質劣化に注意して行う。
4. 打揚筒を固定する荒縄やラッシングベルトは使用前に点検を行い、損傷等あるものは使用しない。
5. 当日固定について確認します。

---

### 当日確認欄

消費当日、上記内容について確認しました。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
主催者又は代理者名 氏名

(福岡県様式)

*整理番号	
*受理年月日	年 月 日

火 薬 類 ( 煙 火 ) 消 費 許 可  
申 請 書 記 載 事 項 変 更 届

令和 年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住所  
氏名

名 称	
所 在 地	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
消 費 目 的	
変更事項 (新、旧併記すること)	

## 煙火消費許可にかかる管轄区域

令和7年3月31日 現在

担当事務所所在地	連絡先	管 轄 区 域
〒803 - 8509 北九州市小倉北区大手町3-9 「北九州市消防局予防部規制課」	TEL 093-582-3851 FAX 093-592-6795	北九州市
〒810 - 0073 福岡市中央区舞鶴3-9-7 「福岡市消防局予防部指導課」	TEL 092-725-6615 FAX 092-791-2699	福岡市
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター1階 「福岡中小企業振興事務所」	TEL 092-622-1040 FAX 092-622-1571	筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡
〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階 「久留米中小企業振興事務所」	TEL 0942-33-7228 FAX 0942-31-2171	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 朝倉郡 三井郡 三潞郡 八女郡
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階 「北九州中小企業振興事務所」	TEL 093-512-1540 FAX 093-512-1541	行橋市 豊前市 中間市 遠賀郡 京都郡 築上郡
〒820-8507 飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル4階 「飯塚中小企業振興事務所」	TEL 0948-22-3561 FAX 0948-21-0365	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡

近年の事故事例紹介

No.	発生日時	級	発生場所	煙火の種類	被害状況	事故概要	推定原因	再発防止対策	備考
1	R4.5.4 20:05頃	C1級	福岡県 北九州市	小型煙火 26 台	人的 軽症者1名 右下肢に火傷 物的 なし	イベントの煙火消費中に、小型煙火が異常燃焼及び異常飛翔したことにより、消費位置から70m付近(安全距離外)で花火を見ていた女児が石足すね付近に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常燃焼</li> <li>異常飛翔</li> </ul> 小型煙火が何らかの原因为で異常燃焼及び異常飛翔を起こし、消費場所から70m地点の観客に当たったと推定される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な距離の確保</li> <li>商品の見直し</li> </ul> 消費場所から観覧場所との距離をこれまで以上に確保する。また、飛散距離が短く、残滓が少ない、より安全性の高い商品を選定し使用する。	
2	R4.8.5 20:07頃	C1級	福岡県 久留米市	打揚煙火 2.5号～10号玉 6,592個  仕掛煙火 小型煙火 154 台 星打 440 台	人的 物的 弓道場(木造平屋建) 約150㎡ 全損 なし	花火大会(10号まで)において、打ち揚げられた10号玉が開発せず、消費位置から260m(安全距離外)の高等専門学校の弓道場に落下して開発し、弓道場が全損した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>着火線の過気</li> <li>打揚筒の固定不足</li> </ul> 大会前日に煙火の導火線加工作業を行った際、作業員の汗等により着火線が湿った状態になり、不発になったと推定される。また、打揚筒等の固定が不十分であったことと、軌道が傾き、上空の風の影響を受け玉が流されてしまったと推定される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>過気対策の徹底</li> <li>打揚筒の状態確認の徹底</li> </ul> 煙火の導火線加工作業は、夏場や気温の上がる午後を避け、二名体制で作業を行うことで、汗が導火線等に滴下していないか互いに確認するよう指導した。また、打揚筒について、当手引きに具体的な安全対策を盛り込み、筒の固定方法や傾き等の状態確認を徹底するよう、各事業者に周知する。	